

原本部発 第29号  
令和元年6月25日

原子力規制委員会 原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

四国電力株式会社  
原子力本部付部長  
渡部 浩

### 伊方発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、令和元年6月26日の弊社組織整備および元号改正に伴い、伊方発電所原子力事業者防災業務計画の社内組織名称および平成の記載が変更となります。今回の変更では、防災機能・能力・要員に変更はございません。内容は次のとおりです。

- ・原子力部と原子燃料部を統合して原子力部とする。
- ・総務部と秘書部を統合して総務部とする。
- ・原子力部長の防災に係る業務は、原子力部発電管理部長が実施する。

また、令和元年7月1日の法令等改正に伴い、法令名称および様式の一部が変更となります。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点」に基づく軽易な変更扱いとして令和元年6月26日および7月1日から次回の原子力事業者防災業務計画の修正までの間、添付資料のとおり読み替えて運用いたします。以上ご連絡申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 読み替え内容

##### (1) 令和元年6月26日より適用

- ・社内組織整備に伴い、「原子燃料部」の名称を「原子力部」に読み替える。
- ・社内組織整備に伴い、「秘書部」の名称を「総務部」に読み替える。
- ・社内組織名称である「原子力部長」を「原子力部発電管理部長」に読み替える。
- ・元号改正に伴い、「平成」の記載を削除する。

##### (2) 令和元年7月1日より適用

- ・法令改正等による法令名称、様式の一部変更。

#### 2. 添付資料

- (1) 伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表（令和元年6月26日より適用）
- (2) 伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表（令和元年7月1日より適用）

以上

## 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年６月２６日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（１／２０）

読み替え前	読み替え後	理由
<p style="text-align: center;">第２節 原子力災害対策組織の運営</p> <p>1. 通報の実施</p> <p>(1) 非常準備体制の発令基準に至った場合の通報 原子力防災管理者は、別表２－１に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図２－５に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、非常準備体制発令の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(2) 原災法第１０条第１項等に基づく通報連絡体制 原子力防災管理者は、別表２－２または別表２－３に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図２－６に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原災法第１０条第１項等の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(3) 通報等の運用 事象確認においては、発電所の特性や地域状況を踏まえて、EAL事象判断の解釈をまとめた別表２－１１を参照する。 緊急事態区分に該当する事象となる「警戒事象」、「施設敷地緊急事象」、「全面緊急事象」がそれぞれ別表２－１、別表２－２、別表２－３と対応し、EALNoで別表２－１１と連携している。 なお、防災上の安全上重要な構築物、系統または機器（以下、「安全機器等」という。）および安全機器等を設置する区域（以下、「重要区域」という。）の一覧を別表２－１２のとおり設定する。 また、発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「全面緊急事象」、「施設敷地緊急事象」、「警戒事象」の順に通報を行う。 なお、可能な限り発生事象の通報を網羅的に行うが、発生事象について通報等を行った後、同レベルの緊急事態区分に該当する事象、または、下位レベルの緊急事態区分に該当する事象を認識した場合は、その段階において直ちに通報を行う。</p> <p>2. 非常体制の発令および解除</p> <p>(1) 非常体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、別表２－１、別表２－２または別表２－３に該当する事象が発生した場合、その情勢に応じて直ちに非常準備体制、第１種非常体制または第２種非常体制（以下、合わせて「非常体制」という。）を発令する。 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第２節 原子力災害対策組織の運営</p> <p>1. 通報の実施</p> <p>(1) 非常準備体制の発令基準に至った場合の通報 原子力防災管理者は、別表２－１に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図２－５に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、非常準備体制発令の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(2) 原災法第１０条第１項等に基づく通報連絡体制 原子力防災管理者は、別表２－２または別表２－３に該当する事象の発生についての通報を行う場合、別図２－６に定める通報連絡経路を使用して通報する。 また、原子力防災管理者は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原災法第１０条第１項等の通報を行った事象についての報告を求められたときは、これを行う。</p> <p>(3) 通報等の運用 事象確認においては、発電所の特性や地域状況を踏まえて、EAL事象判断の解釈をまとめた別表２－１１を参照する。 緊急事態区分に該当する事象となる「警戒事象」、「施設敷地緊急事象」、「全面緊急事象」がそれぞれ別表２－１、別表２－２、別表２－３と対応し、EALNoで別表２－１１と連携している。 なお、防災上の安全上重要な構築物、系統または機器（以下、「安全機器等」という。）および安全機器等を設置する区域（以下、「重要区域」という。）の一覧を別表２－１２のとおり設定する。 また、発生した事象が複数の通報等の基準にまたがる場合、住民防護の早期実施の観点から、「全面緊急事象」、「施設敷地緊急事象」、「警戒事象」の順に通報を行う。 なお、可能な限り発生事象の通報を網羅的に行うが、発生事象について通報等を行った後、同レベルの緊急事態区分に該当する事象、または、下位レベルの緊急事態区分に該当する事象を認識した場合は、その段階において直ちに通報を行う。</p> <p>2. 非常体制の発令および解除</p> <p>(1) 非常体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、別表２－１、別表２－２または別表２－３に該当する事象が発生した場合、その情勢に応じて直ちに非常準備体制、第１種非常体制または第２種非常体制（以下、合わせて「非常体制」という。）を発令する。 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに<u>原子力部発電管理部長（以下、「発電管理部長」という。）</u>に報告する。</p>	<p>当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

## 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （2/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p>b. 本店 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告する。 この場合、社長は、本店における非常体制を発令する。この際、発電所において発令された非常体制の区分を適用する。 本店において非常体制が発令された場合、社長は、東京支社長に非常体制の発令を指示する。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、原子力部長から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を発令する。 この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、社長から非常体制の発令を指示された場合、東京支社における非常体制を発令する。この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。</p> <p>(2) 非常体制の区分の変更</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、非常体制の区分を変更したときは、原子力部長にその旨を報告する。</p> <p>b. 本店 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の区分の変更の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。 この場合、社長は、本店における非常体制の区分を変更するとともに、東京支社長に非常体制の区分の変更を指示する。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、原子力部長から発電所における非常体制の区分の変更の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制の区分を変更する。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、社長から非常体制の区分の変更を指示された場合、東京支社における非常体制の区分を変更する。</p>	<p>b. 本店 <u>発電管理</u>部長は、原子力防災管理者から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、直ちに社長および原子力本部長に報告する。 この場合、社長は、本店における非常体制を発令する。この際、発電所において発令された非常体制の区分を適用する。 本店において非常体制が発令された場合、社長は、東京支社長に非常体制の発令を指示する。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、<u>発電管理</u>部長から発電所における非常体制の発令の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を発令する。 この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、社長から非常体制の発令を指示された場合、東京支社における非常体制を発令する。この際、発電所において発令した非常体制の区分を適用する。</p> <p>(2) 非常体制の区分の変更</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、非常体制の区分を変更したときは、<u>発電管理</u>部長にその旨を報告する。</p> <p>b. 本店 <u>発電管理</u>部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の区分の変更の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。 この場合、社長は、本店における非常体制の区分を変更するとともに、東京支社長に非常体制の区分の変更を指示する。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、<u>発電管理</u>部長から発電所における非常体制の区分の変更の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制の区分を変更する。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、社長から非常体制の区分の変更を指示された場合、東京支社における非常体制の区分を変更する。</p>	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

## 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （3/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p>(3) 非常体制の解除</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は次に掲げるいずれかの状態となった場合、社長、原子力本部長および関係機関と協議し非常体制を解除する。</p> <p>(a) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合</p> <p>(b) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合</p> <p>(c) 原災法第10条第1項に基づく通報基準に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合</p> <p>原子力防災管理者は、発電所の非常体制を解除した場合、原子力部長に報告する。</p> <p>b. 本店 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の解除の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。この場合、社長は、本店における非常体制を解除する。 社長は、本店の非常体制を解除した場合、東京支社長に非常体制の解除を指示する。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、原子力部長から発電所における非常体制の解除の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を解除する。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、社長から非常体制の解除を指示された場合、東京支社における非常体制を解除する。</p>	<p>(3) 非常体制の解除</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は次に掲げるいずれかの状態となった場合、社長、原子力本部長および関係機関と協議し非常体制を解除する。</p> <p>(a) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合</p> <p>(b) 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合</p> <p>(c) 原災法第10条第1項に基づく通報基準に至らず、原子力災害の原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合</p> <p>原子力防災管理者は、発電所の非常体制を解除した場合、<u>発電管理</u>部長に報告する。</p> <p>b. 本店 <u>発電管理</u>部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の解除の報告を受けたときは、その旨を社長および原子力本部長に報告する。この場合、社長は、本店における非常体制を解除する。 社長は、本店の非常体制を解除した場合、東京支社長に非常体制の解除を指示する。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、<u>発電管理</u>部長から発電所における非常体制の解除の報告を受けた場合、松山原子力本部における非常体制を解除する。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、社長から非常体制の解除を指示された場合、東京支社における非常体制を解除する。</p>	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （4 / 20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p>3. 原子力防災要員等の非常招集</p> <p>(1) 非常体制発令時の非常招集</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、非常体制発令時、別図2-7に示す連絡経路により、発電所の原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>b. 本店 原子力部長は、本店における非常体制発令時、本店の原子力防災要員および災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により本店非常災害対策室に非常招集する。 なお、本店関係各部の部長は、あらかじめ各部の原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、松山原子力本部における非常体制発令時、松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により松山原子力本部非常災害対策室に非常招集する。 なお、原子力本部長は、あらかじめ松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、東京支社における非常体制発令時、東京支社の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により東京支社に非常招集する。 なお、東京支社長は、あらかじめ東京支社の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止 各災害対策本部の組織全体図を別図2-9に示す。</p> <p>(1) 災害対策本部および災害対策総本部の設置</p> <p>a. 発電所</p> <p>(a) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に別図2-10に示す災害対策本部を設置する。</p> <p>(b) 発電所の災害対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、発電所の原子力防災要員で構成する。</p> <p>(c) 発電所の災害対策本部長は、原子力防災管理者とする。</p>	<p>3. 原子力防災要員等の非常招集</p> <p>(1) 非常体制発令時の非常招集</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、非常体制発令時、別図2-7に示す連絡経路により、発電所の原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。 なお、原子力防災管理者は、あらかじめ発電所の原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>b. 本店 <u>発電管理</u>部長は、本店における非常体制発令時、本店の原子力防災要員および災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により本店非常災害対策室に非常招集する。 なお、本店関係各部の部長は、あらかじめ各部の原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>c. 松山原子力本部 原子力本部長は、松山原子力本部における非常体制発令時、松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により松山原子力本部非常災害対策室に非常招集する。 なお、原子力本部長は、あらかじめ松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>d. 東京支社 東京支社長は、東京支社における非常体制発令時、東京支社の災害対策要員を別図2-8に示す連絡経路により東京支社に非常招集する。 なお、東京支社長は、あらかじめ東京支社の災害対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し整備しておく。</p> <p>4. 災害対策本部および災害対策総本部の設置および廃止 各災害対策本部の組織全体図を別図2-9に示す。</p> <p>(1) 災害対策本部および災害対策総本部の設置</p> <p>a. 発電所</p> <p>(a) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、速やかに発電所の緊急時対策所に別図2-10に示す災害対策本部を設置する。</p> <p>(b) 発電所の災害対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、発電所の原子力防災要員で構成する。</p> <p>(c) 発電所の災害対策本部長は、原子力防災管理者とする。</p>	<p>当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （5/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p>(8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、モニタリングポストの状況またはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録もしくは公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>2. 原子力防災資機材の整備 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定された原子力防災資機材を別表2-4に示すとおり配備するとともに、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>(3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。 また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。</p> <p>(4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備</p> <p>(1) 原子力部長は、前項に定める原子力防災資機材以外の資機材のうち、原子力事業所災害対策支援に必要な主な資機材について、別表2-5に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 なお、原子力部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。</p> <p>(2) 原子力防災管理者、原子力本部長および原子力部長は、(1)を除く原子力防災資機材以外の資機材について別表2-5（このうち緊急時対応に必要な主な資機材の配置を別図2-18）に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 なお、原子力防災管理者、原子力本部長および原子力部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。</p>	<p>(8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、モニタリングポストの状況またはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録もしくは公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>2. 原子力防災資機材の整備 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定された原子力防災資機材を別表2-4に示すとおり配備するとともに、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数量を確保する。</p> <p>(3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長および山口県知事に7日以内に様式5に定める届出書により届け出る。 また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。</p> <p>(4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長または山口県知事から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備</p> <p>(1) <b>発電管理</b>部長は、前項に定める原子力防災資機材以外の資機材のうち、原子力事業所災害対策支援に必要な主な資機材について、別表2-5に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 なお、<b>発電管理</b>部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。</p> <p>(2) 原子力防災管理者、原子力本部長および<b>発電管理</b>部長は、(1)を除く原子力防災資機材以外の資機材について別表2-5（このうち緊急時対応に必要な主な資機材の配置を別図2-18）に示すとおり配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。 なお、原子力防災管理者、原子力本部長および<b>発電管理</b>部長は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等については、訓練等の結果により適宜見直す。</p>	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （6／20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料 原子力防災管理者は、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、別表2-6に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。これらの資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料については、内容の変更があった場合も同様とする。また、その他の資料についても、定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力部長は、別表2-6に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 災害対策本部等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所 原子力防災管理者は別表2-6に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(2) 本店 原子力部長は別表2-6に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(3) 松山原子力本部 原子力本部長は別表2-6に定める資料を、松山原子力本部に備え付ける。また、原子力本部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(4) 東京支社 東京支社長は別表2-6に定める資料を、東京支社に備え付ける。また、東京支社長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力部長は別表2-6に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点用として発電所構外の保管場所（原子力保安研修所）に備え付ける。また原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</p> <p>1. オフサイトセンターに備え付ける資料 原子力防災管理者は、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策に必要となる資料のうち、別表2-6に定める資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。これらの資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料については、内容の変更があった場合も同様とする。また、その他の資料についても、定期的に見直しを行う。</p> <p>2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 <u>発電管理</u>部長は、別表2-6に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）に備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。また、<u>発電管理</u>部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>3. 災害対策本部等に備え付ける資料</p> <p>(1) 発電所 原子力防災管理者は別表2-6に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(2) 本店 <u>発電管理</u>部長は別表2-6に定める資料を、本店に備え付ける。また、<u>発電管理</u>部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(3) 松山原子力本部 原子力本部長は別表2-6に定める資料を、松山原子力本部に備え付ける。また、原子力本部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(4) 東京支社 東京支社長は別表2-6に定める資料を、東京支社に備え付ける。また、東京支社長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p> <p>(5) 原子力事業所災害対策支援拠点 <u>発電管理</u>部長は別表2-6に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点用として発電所構外の保管場所（原子力保安研修所）に備え付ける。また<u>発電管理</u>部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。</p>	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （7/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-7に示す緊急時対策所を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム c. SPDS</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-7に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) 原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。</p> <p>(3) 原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。</p> <p>3. 本店非常災害対策室</p> <p>(1) 原子力部長は、別表2-7に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 原子力部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 原子力災害対策活動で使用する施設の設置および設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-19および別表2-7に示す緊急時対策所を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所およびSPDSを、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所およびSPDSに供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム c. SPDS</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>(1) <b>発電管理</b>部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表2-7に示す施設をあらかじめ選定しておく。</p> <p>(2) <b>発電管理</b>部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。</p> <p>(3) <b>発電管理</b>部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。</p> <p>3. 本店非常災害対策室</p> <p>(1) <b>発電管理</b>部長は、別表2-7に示す本店非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) <b>発電管理</b>部長は、本店非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) <b>発電管理</b>部長は、非常用電源を本店非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p>	<p>当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （8/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p>(4) 原子力部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>4. 松山原子力本部非常災害対策室</p> <p>(1) 原子力本部長は、別表2-7に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>5. 屋内退避場所および屋外退避場所 原子力防災管理者は、別図2-20に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。 また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>6. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図2-19に示す応急処置室を整備する。</p> <p>7. 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図2-19に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。</p>	<p>(4) <b>発電管理</b>部長は、本店非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 <b>発電管理</b>部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>4. 松山原子力本部非常災害対策室</p> <p>(1) 原子力本部長は、別表2-7に示す松山原子力本部非常災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。</p> <p>(2) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設および設備とする。</p> <p>(3) 原子力本部長は、非常用電源を松山原子力本部非常災害対策室に供給できるように整備・点検する。</p> <p>(4) 原子力本部長は、松山原子力本部非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 原子力本部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁およびオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <p>a. 非常用通信機器 b. テレビ会議システム</p> <p>5. 屋内退避場所および屋外退避場所 原子力防災管理者は、別図2-20に定める屋内退避場所および屋外退避場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が屋内退避場所もしくは屋外退避場所であることを掲示する。 また、原子力防災管理者は、屋内退避場所もしくは屋外退避場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。</p> <p>6. 応急処置施設 原子力防災管理者は、別図2-19に示す応急処置室を整備する。</p> <p>7. 気象観測設備 原子力防災管理者は、別図2-19に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。</p>	<p>当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （9/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p>8. 運転指令装置および所内放送装置 原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置および所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、運転指令装置または所内放送装置に故障等が認められた場合、速やかに修理する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災教育の実施</p> <p>1. 発電所の原子力防災要員に対する教育 原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。 なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>(1) 原子力防災組織および活動に関する知識</p> <p>(2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識</p> <p>(3) 放射線防護に関する知識</p> <p>(4) 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識</p> <p>また、原子力防災管理者は、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、発電所に出入りする協力会社等も含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行う。</p> <p>2. 発電所以外の原子力防災要員および災害対策要員に対する教育 原子力部長は、本店および松山原子力本部の原子力防災要員ならびに災害対策要員に対し、活動内容に応じて原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。 なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>(1) 原子力防災組織および活動に関する知識</p>	<p>8. 運転指令装置および所内放送装置 原子力防災管理者は、発電所における運転指令装置および所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、運転指令装置または所内放送装置に故障等が認められた場合、速やかに修理する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 防災教育の実施</p> <p>1. 発電所の原子力防災要員に対する教育 原子力防災管理者は、発電所の原子力防災要員に対し、原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。 なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>(1) 原子力防災組織および活動に関する知識</p> <p>(2) 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識</p> <p>(3) 放射線防護に関する知識</p> <p>(4) 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識</p> <p>また、原子力防災管理者は、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、従業員はもとより、発電所に出入りする協力会社等も含めて、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行う。</p> <p>2. 発電所以外の原子力防災要員および災害対策要員に対する教育 <u>発電管理</u>部長は、本店および松山原子力本部の原子力防災要員ならびに災害対策要員に対し、活動内容に応じて原子力災害に対する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。 なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>(1) 原子力防災組織および活動に関する知識</p>	<p>当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（10/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第7節 訓練の実施</p> <p>1. 社内における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者、原子力部長、原子力本部長および東京支社長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について別表2-8に示すとおり訓練を実施し評価する。                      なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>a. 防災訓練                      b. AM訓練                      c. 緊急時対応訓練                      d. 緊急事態支援組織対応訓練                      e. 通報訓練                      f. 原子力災害医療訓練                      g. モニタリング訓練                      h. 避難誘導訓練</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。                      なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。</p> <p>(3) 社長は、訓練の評価結果を、原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。</p> <p>2. 国または地方公共団体が主催する訓練                      原子力防災要員および災害対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 訓練の実施</p> <p>1. 社内における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者、<u>発電管理</u>部長、原子力本部長および東京支社長は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、次に掲げる項目について別表2-8に示すとおり訓練を実施し評価する。                      なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。</p> <p>a. 防災訓練                      b. AM訓練                      c. 緊急時対応訓練                      d. 緊急事態支援組織対応訓練                      e. 通報訓練                      f. 原子力災害医療訓練                      g. モニタリング訓練                      h. 避難誘導訓練</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。                      なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定めておく。</p> <p>(3) 社長は、訓練の評価結果を、原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。</p> <p>2. 国または地方公共団体が主催する訓練                      原子力防災要員および災害対策要員は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加する。</p>	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （11/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第3章 非常体制発令時の措置の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報および連絡</p> <p>1. 通報および連絡の実施</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象が発生した場合、15分以内を目途として、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-5に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。                      なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式7に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式9に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。                      なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式9に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。</p> <p>(3) 別表2-2または別表2-3に定める事象のうち、事業所外運搬に係る事象の発生について、原子力防災管理者は、通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式10に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。                      なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式10に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を報道機関へ発表する。</p> <p>2. 非常体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに非常体制を発令するとともに、発電所の原子力防災要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに原子力部長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 非常体制発令時の措置の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報および連絡</p> <p>1. 通報および連絡の実施</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、別表2-1に該当する事象が発生した場合、15分以内を目途として、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-5に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。                      なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式7に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に該当する事象の発生について通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式9に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。                      なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式9に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。</p> <p>(3) 別表2-2または別表2-3に定める事象のうち、事業所外運搬に係る事象の発生について、原子力防災管理者は、通報を受けまたは自ら発見したときは、15分以内を目途として、様式10に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、愛媛県知事、伊方町長、山口県知事、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長およびその他別図2-6に示す箇所にファクシミリ装置を用いて一斉に送信した上で記録として保存し、必要な箇所には電話によりその着信を確認する。                      なお、ファクシミリ装置が使用できない場合には、様式10に掲げる事項を可能な限り早く到達する手段を用いて連絡する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を報道機関へ発表する。</p> <p>2. 非常体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、別表2-1、別表2-2または別表2-3に該当する事象が発生した場合、直ちに非常体制を発令するとともに、発電所の原子力防災要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、非常体制を発令した場合、直ちに<b>発電管理</b>部長に報告する。</p>	<p>当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

## 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （12/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p>(3) 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の発令の連絡を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。</p> <p>(4) 社長は、原子力部長から発電所の非常体制発令の報告を受けたときは、本店に非常体制を発令するとともに、東京支社長に非常体制の発令を指示する。</p> <p>(5) 社長は、本店に災害対策本部（高松）を設置する。 災害対策本部（高松）は、本店の原子力防災要員および災害対策要員で構成され、非常体制発令時に原子力部長が非常招集する。</p> <p>(6) 原子力本部長は、原子力部長から発電所の非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に非常体制を発令するとともに、松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、災害対策本部（松山）を設置する。</p> <p>(7) 東京支社長は、社長から非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。</p> <p>(8) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。</p> <p>(9) 原子力防災管理者は、発電所の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。</p> <p>(10) 社長は、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策総本部の本部長となり活動を開始する。ただし、第1種非常体制または第2種非常体制発令時は、社長は松山原子力本部非常災害対策室へ移動し、災害対策総本部長として活動する。その際の災害対策本部（高松）の本部長は、副社長（原子力本部長を除く。）が対応し活動を開始する。</p> <p>(11) 原子力本部長は、災害対策本部（松山）の本部長となり活動を開始する。</p> <p>(12) 東京支社長は、東京支社の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。</p> <p>(13) 各災害対策本部および災害対策総本部の本部長は、別図2-16に定める情報連絡経路に従い連絡する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項の実施、または事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所の災害対策本部長に報告する。</p>	<p>(3) <b>発電管理</b>部長は、原子力防災管理者から発電所の非常体制の発令の連絡を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。</p> <p>(4) 社長は、<b>発電管理</b>部長から発電所の非常体制発令の報告を受けたときは、本店に非常体制を発令するとともに、東京支社長に非常体制の発令を指示する。</p> <p>(5) 社長は、本店に災害対策本部（高松）を設置する。 災害対策本部（高松）は、本店の原子力防災要員および災害対策要員で構成され、非常体制発令時に<b>発電管理</b>部長が非常招集する。</p> <p>(6) 原子力本部長は、<b>発電管理</b>部長から発電所の非常体制発令の報告を受けた場合、松山原子力本部に非常体制を発令するとともに、松山原子力本部の原子力防災要員および災害対策要員を非常招集し、災害対策本部（松山）を設置する。</p> <p>(7) 東京支社長は、社長から非常体制発令の指示を受けた場合、東京支社に非常体制を発令するとともに、東京支社の災害対策要員を非常招集し、災害対策本部を設置する。</p> <p>(8) 社長は、災害対策本部（高松）および災害対策本部（松山）の設置をもって、災害対策総本部を設置する。</p> <p>(9) 原子力防災管理者は、発電所の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。</p> <p>(10) 社長は、災害対策本部（高松）の本部長および災害対策総本部の本部長となり活動を開始する。ただし、第1種非常体制または第2種非常体制発令時は、社長は松山原子力本部非常災害対策室へ移動し、災害対策総本部長として活動する。その際の災害対策本部（高松）の本部長は、副社長（原子力本部長を除く。）が対応し活動を開始する。</p> <p>(11) 原子力本部長は、災害対策本部（松山）の本部長となり活動を開始する。</p> <p>(12) 東京支社長は、東京支社の災害対策本部の本部長となり活動を開始する。</p> <p>(13) 各災害対策本部および災害対策総本部の本部長は、別図2-16に定める情報連絡経路に従い連絡する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 発電所の災害対策本部の各班長は、事故状況の把握等を行うため、速やかに次に掲げる事項の実施、または事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所の災害対策本部長に報告する。</p>	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （13/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>1. 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p> <p>2. 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、原子力部長からの要請に応じ、次に掲げる緊急時モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表6-1に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 緊急時モニタリング</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p>	<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 他の原子力事業者への協力</p> <p>1. 社長は、他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。</p> <p>2. 他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、または他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬中に原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、<b>発電管理</b>部長からの要請に応じ、次に掲げる緊急時モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表6-1に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 緊急時モニタリング</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p>	<p>当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （14/20）

読み替え前	読み替え後	理 由																								
<p>別図2-2 本店の原子力防災組織および業務分掌</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     (社 長)                      副社長（原子力本部長を除く）                      原子力本部副本部長                      関係部長以上                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 20px;">                     事務局長                      原子力部長                 </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">情報連絡班 ： 5名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織情報連絡班の支援） ・原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および社内各部門ならびに原子力緊急事態支援組織との連絡調整</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">報道班 ： 10名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織報道班の支援） 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">調査復旧班 ： 60名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織調査復旧班、運転班の支援） ・事故状況の把握 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">技術支援班 ： 5名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織技術支援班の支援） ・原子力事業所内外の放射線量の測定 ・放射性物質による汚染の除去 ・他の原子力事業者との連絡調整</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">総務班 ： 10名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織総務班の支援） ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・本店建物の警備</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（原子力事業所災害対策支援拠点派遣） ： 70名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原子力事業所災害対策実施の支援</td> </tr> </table>	情報連絡班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織情報連絡班の支援） ・原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および社内各部門ならびに原子力緊急事態支援組織との連絡調整	報道班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織報道班の支援） 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報のとりまとめ	調査復旧班 ： 60名程度	（発電所原子力防災組織調査復旧班、運転班の支援） ・事故状況の把握 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	技術支援班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織技術支援班の支援） ・原子力事業所内外の放射線量の測定 ・放射性物質による汚染の除去 ・他の原子力事業者との連絡調整	総務班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織総務班の支援） ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・本店建物の警備	（原子力事業所災害対策支援拠点派遣） ： 70名程度	原子力事業所災害対策実施の支援	<p>別図2-2 本店の原子力防災組織および業務分掌</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     (社 長)                      副社長（原子力本部長を除く）                      原子力本部副本部長                      関係部長以上                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; margin-left: 20px;">                     事務局長                      発電管理部長                 </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;">情報連絡班 ： 5名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織情報連絡班の支援） ・原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および社内各部門ならびに原子力緊急事態支援組織との連絡調整</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">報道班 ： 10名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織報道班の支援） 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">調査復旧班 ： 60名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織調査復旧班、運転班の支援） ・事故状況の把握 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">技術支援班 ： 5名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織技術支援班の支援） ・原子力事業所内外の放射線量の測定 ・放射性物質による汚染の除去 ・他の原子力事業者との連絡調整</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">総務班 ： 10名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（発電所原子力防災組織総務班の支援） ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・本店建物の警備</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">（原子力事業所災害対策支援拠点派遣） ： 70名程度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原子力事業所災害対策実施の支援</td> </tr> </table>	情報連絡班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織情報連絡班の支援） ・原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および社内各部門ならびに原子力緊急事態支援組織との連絡調整	報道班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織報道班の支援） 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報のとりまとめ	調査復旧班 ： 60名程度	（発電所原子力防災組織調査復旧班、運転班の支援） ・事故状況の把握 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	技術支援班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織技術支援班の支援） ・原子力事業所内外の放射線量の測定 ・放射性物質による汚染の除去 ・他の原子力事業者との連絡調整	総務班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織総務班の支援） ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・本店建物の警備	（原子力事業所災害対策支援拠点派遣） ： 70名程度	原子力事業所災害対策実施の支援	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>
情報連絡班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織情報連絡班の支援） ・原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および社内各部門ならびに原子力緊急事態支援組織との連絡調整																									
報道班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織報道班の支援） 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報のとりまとめ																									
調査復旧班 ： 60名程度	（発電所原子力防災組織調査復旧班、運転班の支援） ・事故状況の把握 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送																									
技術支援班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織技術支援班の支援） ・原子力事業所内外の放射線量の測定 ・放射性物質による汚染の除去 ・他の原子力事業者との連絡調整																									
総務班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織総務班の支援） ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・本店建物の警備																									
（原子力事業所災害対策支援拠点派遣） ： 70名程度	原子力事業所災害対策実施の支援																									
情報連絡班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織情報連絡班の支援） ・原子力災害が発生した場合における事象に関する情報の整理および社内各部門ならびに原子力緊急事態支援組織との連絡調整																									
報道班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織報道班の支援） 原子力災害が発生した場合における事象に関する広報のとりまとめ																									
調査復旧班 ： 60名程度	（発電所原子力防災組織調査復旧班、運転班の支援） ・事故状況の把握 ・原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送																									
技術支援班 ： 5名程度	（発電所原子力防災組織技術支援班の支援） ・原子力事業所内外の放射線量の測定 ・放射性物質による汚染の除去 ・他の原子力事業者との連絡調整																									
総務班 ： 10名程度	（発電所原子力防災組織総務班の支援） ・被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施 ・本店建物の警備																									
（原子力事業所災害対策支援拠点派遣） ： 70名程度	原子力事業所災害対策実施の支援																									
<p>※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。</p>	<p>※要員は総数を記載。対応が長期化する場合は、交代制等の構成となるよう体制の見直しを行う。</p>																									



# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （16/20）

読み替え前	読み替え後	理 由																								
<p>別図2-11 災害対策本部（高松）の業務分掌</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（【総本部長】） 【本部長】 社長</p> <p>【副本部長】 副社長（原子力本部長を除く）</p> <p>【本部員】 原子力本部副本部長 関係部長以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【事務局長】 原子力部長</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">情報連絡班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（高松）指令の伝達</li> <li>・各災害対策本部との情報連絡</li> <li>・各班情報の収集</li> <li>・社内各部門との情報連絡</li> <li>・原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報 道 班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報の総括</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況の把握</li> <li>・電力系統の運用、需給調整</li> <li>・復旧資機材の緊急調達輸送</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被害状況の把握</li> <li>・放射線管理の総括</li> <li>・他の原子力事業者への情報連携および協力要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療の総括</li> <li>・本店建物の警備</li> <li>・食料、宿泊の手配調達</li> <li>・原子力事業所災害対策支援拠点との連絡調整</li> <li>・被災者相談窓口の総括</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（原子力事業所災害 対策支援拠点派遣）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所災害対策実施の総括</li> <li>・発電所への物資の輸送、要員の派遣</li> <li>・輸送に付随する放射線管理、入退域管理</li> </ul> </td> </tr> </table>	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（高松）指令の伝達</li> <li>・各災害対策本部との情報連絡</li> <li>・各班情報の収集</li> <li>・社内各部門との情報連絡</li> <li>・原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請</li> </ul>	報 道 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報の総括</li> </ul>	調査復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況の把握</li> <li>・電力系統の運用、需給調整</li> <li>・復旧資機材の緊急調達輸送</li> </ul>	技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被害状況の把握</li> <li>・放射線管理の総括</li> <li>・他の原子力事業者への情報連携および協力要請</li> </ul>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療の総括</li> <li>・本店建物の警備</li> <li>・食料、宿泊の手配調達</li> <li>・原子力事業所災害対策支援拠点との連絡調整</li> <li>・被災者相談窓口の総括</li> </ul>	（原子力事業所災害 対策支援拠点派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所災害対策実施の総括</li> <li>・発電所への物資の輸送、要員の派遣</li> <li>・輸送に付随する放射線管理、入退域管理</li> </ul>	<p>別図2-11 災害対策本部（高松）の業務分掌</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（【総本部長】） 【本部長】 社長</p> <p>【副本部長】 副社長（原子力本部長を除く）</p> <p>【本部員】 原子力本部副本部長 関係部長以上</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【事務局長】 <span style="color: red;">発電管理</span>部長</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">情報連絡班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（高松）指令の伝達</li> <li>・各災害対策本部との情報連絡</li> <li>・各班情報の収集</li> <li>・社内各部門との情報連絡</li> <li>・原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報 道 班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報の総括</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況の把握</li> <li>・電力系統の運用、需給調整</li> <li>・復旧資機材の緊急調達輸送</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技術支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被害状況の把握</li> <li>・放射線管理の総括</li> <li>・他の原子力事業者への情報連携および協力要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療の総括</li> <li>・本店建物の警備</li> <li>・食料、宿泊の手配調達</li> <li>・原子力事業所災害対策支援拠点との連絡調整</li> <li>・被災者相談窓口の総括</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（原子力事業所災害 対策支援拠点派遣）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所災害対策実施の総括</li> <li>・発電所への物資の輸送、要員の派遣</li> <li>・輸送に付随する放射線管理、入退域管理</li> </ul> </td> </tr> </table>	情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（高松）指令の伝達</li> <li>・各災害対策本部との情報連絡</li> <li>・各班情報の収集</li> <li>・社内各部門との情報連絡</li> <li>・原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請</li> </ul>	報 道 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報の総括</li> </ul>	調査復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況の把握</li> <li>・電力系統の運用、需給調整</li> <li>・復旧資機材の緊急調達輸送</li> </ul>	技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被害状況の把握</li> <li>・放射線管理の総括</li> <li>・他の原子力事業者への情報連携および協力要請</li> </ul>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療の総括</li> <li>・本店建物の警備</li> <li>・食料、宿泊の手配調達</li> <li>・原子力事業所災害対策支援拠点との連絡調整</li> <li>・被災者相談窓口の総括</li> </ul>	（原子力事業所災害 対策支援拠点派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所災害対策実施の総括</li> <li>・発電所への物資の輸送、要員の派遣</li> <li>・輸送に付随する放射線管理、入退域管理</li> </ul>	<p style="color: red;">当社組織整備に伴う組織名称の読み替え</p>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（高松）指令の伝達</li> <li>・各災害対策本部との情報連絡</li> <li>・各班情報の収集</li> <li>・社内各部門との情報連絡</li> <li>・原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請</li> </ul>																									
報 道 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報の総括</li> </ul>																									
調査復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況の把握</li> <li>・電力系統の運用、需給調整</li> <li>・復旧資機材の緊急調達輸送</li> </ul>																									
技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被害状況の把握</li> <li>・放射線管理の総括</li> <li>・他の原子力事業者への情報連携および協力要請</li> </ul>																									
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療の総括</li> <li>・本店建物の警備</li> <li>・食料、宿泊の手配調達</li> <li>・原子力事業所災害対策支援拠点との連絡調整</li> <li>・被災者相談窓口の総括</li> </ul>																									
（原子力事業所災害 対策支援拠点派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所災害対策実施の総括</li> <li>・発電所への物資の輸送、要員の派遣</li> <li>・輸送に付随する放射線管理、入退域管理</li> </ul>																									
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（高松）指令の伝達</li> <li>・各災害対策本部との情報連絡</li> <li>・各班情報の収集</li> <li>・社内各部門との情報連絡</li> <li>・原子力緊急事態支援組織への情報連携および協力要請</li> </ul>																									
報 道 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報の総括</li> </ul>																									
調査復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故状況の把握</li> <li>・電力系統の運用、需給調整</li> <li>・復旧資機材の緊急調達輸送</li> </ul>																									
技術支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線被害状況の把握</li> <li>・放射線管理の総括</li> <li>・他の原子力事業者への情報連携および協力要請</li> </ul>																									
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療の総括</li> <li>・本店建物の警備</li> <li>・食料、宿泊の手配調達</li> <li>・原子力事業所災害対策支援拠点との連絡調整</li> <li>・被災者相談窓口の総括</li> </ul>																									
（原子力事業所災害 対策支援拠点派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所災害対策実施の総括</li> <li>・発電所への物資の輸送、要員の派遣</li> <li>・輸送に付随する放射線管理、入退域管理</li> </ul>																									

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （17/20）

読み替え前	読み替え後	理 由
様式8 警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡 (第 報) 年 月 日	様式8 警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡 (第 報) 年 月 日	元号改正に伴う読み替え
<p style="text-align: center;">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <span>警戒事態該当事象 連絡後の状況連絡</span> <span>連絡者名 連絡先</span> </div> <p style="font-size: small;">原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。</p>	<p style="text-align: center;">原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <span>警戒事態該当事象 連絡後の状況連絡</span> <span>連絡者名 連絡先</span> </div> <p style="font-size: small;">原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。</p>	
原子力事業所の 名称及び場所	原子力事業所の 名称及び場所	
警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	
警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	
警戒事態該当事象の 種類（注1）	警戒事態該当事象の 種類（注1）	
発生事象と対応の概 要（注2）	発生事象と対応の概 要（注2）	
その他の事項の対応 （注3）	その他の事項の対応 （注3）	
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。	

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（18/20）

読み替え前		読み替え後		理 由
様式9 特定事象発生通報（原子炉施設） （第 報）		様式9 特定事象発生通報（原子炉施設） （第 報）		元号改正に伴う読み替え
年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 第 1 0 条 通 報 連絡先		年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 第 1 0 条 通 報 連絡先		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所	伊方発電所 号機	特定事象の発生箇所	伊方発電所 号機	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類	特定事象の種類	特定事象の種類	
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※SE01：敷地境界付近の放射線量の上昇  ※SE04：火災・爆発等による放射線量の検出 ※SE05：火災・爆発等による放射性物質の放出 ※SE06：原子炉外臨界事故のおそれ  SE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能 SE24：蒸気発生器給水機能の喪失 SE25：全交流電源の30分以上喪失 SE27：直流電源の部分喪失  ※SE29：停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※SE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機) ※SE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機) SE41：格納容器健全性喪失のおそれ ※SE42：2つの隔壁の喪失または喪失可能性 SE43：原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※SE51：原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 SE52：所内外通信連絡機能の全て喪失 SE53：火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※SE55：防護措置準備および一部実施が必要な事象発生  （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ※GE01：敷地境界付近の放射線量の上昇 ※SE02・GE02：通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※SE03・GE03：通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※GE04：火災、爆発による異常な放射線量の検出 ※GE05：火災、爆発による放射性物質の異常放出 ※GE06：原子炉外での臨界事故 ※GE11：原子炉停止の失敗または停止確認不能 ※GE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 ※GE24：蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 ※GE25：全交流電源の1時間以上喪失 ※GE27：全直流電源の5分以上喪失 ※GE28：炉心損傷の検出 ※GE29：停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※GE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出(3号機) ※GE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出(2号機) ※GE41：格納容器圧力の異常上昇 ※GE42：2つの隔壁喪失、1つの隔壁の喪失可能性 ※GE51：原子炉制御室の機能喪失・警報喪失  ※GE55：住民の避難を開始する必要がある事象発生	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※SE01：敷地境界付近の放射線量の上昇  ※SE04：火災・爆発等による放射線量の検出 ※SE05：火災・爆発等による放射性物質の放出 ※SE06：原子炉外臨界事故のおそれ  SE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能 SE24：蒸気発生器給水機能の喪失 SE25：全交流電源の30分以上喪失 SE27：直流電源の部分喪失  ※SE29：停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※SE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機) ※SE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機) SE41：格納容器健全性喪失のおそれ ※SE42：2つの隔壁の喪失または喪失可能性 SE43：原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※SE51：原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 SE52：所内外通信連絡機能の全て喪失 SE53：火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※SE55：防護措置準備および一部実施が必要な事象発生  （注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）	
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S の作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μ Sv/h→ μ Sv/h, No. ） その他	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S の作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μ Sv/h→ μ Sv/h, No. ） その他	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S の作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μ Sv/h→ μ Sv/h, No. ） その他	
その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（19/20）

読み替え前		読み替え後		理由
応急措置の概要（原子炉施設） <small>（第 様式11 報）</small> 年 月 日		応急措置の概要（原子炉施設） <small>（第 様式11 報）</small> 年 月 日		元号改正に伴う読み替え
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第 2 5 条 報 告</div>	報告者名 連絡先	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">第 2 5 条 報 告</div>	報告者名 連絡先	
原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	
特定事象の発生時刻（注1）	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	
特定事象の種類（注1）		特定事象の種類（注1）		
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）  ※ 添付の有・無	発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）  ※ 添付の有・無	
その他の事項の対応（注3）		その他の事項の対応（注3）		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年6月26日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（20/20）

読み替え前		読み替え後		理 由
様式12 （第 報）		様式12 （第 報）		元号改正に伴う読み替え
応急措置の概要（事業所外運搬） 年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		応急措置の概要（事業所外運搬） 年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</div> 報告者名 連絡先		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</div> 報告者名 連絡先		
原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所（注1）		特定事象の発生箇所（注1）		
特定事象の発生時刻（注1）	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻（注1）	— 年 月 日 時 分（24時間表示）	
特定事象の種類（注1）		特定事象の種類（注1）		
発生事象と対応の概要（注2）	(対応日時、対応の概要)  ※ 添付の有・無	発生事象と対応の概要（注2）	(対応日時、対応の概要)  ※ 添付の有・無	
その他の事項の対応（注3）		その他の事項の対応（注3）		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		

## 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（1/13）

読み替え前	読み替え後	理由																																																												
<p>別表2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="172 363 1228 1927"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力緊急事態宣言発令の事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（3号機）（GE30）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</td> </tr> <tr> <td>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（2号機）（GE31）</td> <td>【2号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。</td> </tr> <tr> <td>16. 格納容器圧力の異常上昇（GE41）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（GE42）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。</td> </tr> <tr> <td>19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）</td> <td>【1、2、3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>20. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（XGE61, 62）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 （1）事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 （2）放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 （3）「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。</td> </tr> </tbody> </table>	原子力緊急事態宣言発令の事象		14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（3号機）（GE30）	【3号機】	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。		15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（2号機）（GE31）	【2号機】	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。		16. 格納容器圧力の異常上昇（GE41）	【3号機】	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。		17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（GE42）	【3号機】	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。		18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）	【3号機】	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。		19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）	【1、2、3号機】	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。		20. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（XGE61, 62）		事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 （1）事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 （2）放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 （3）「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。		<p>別表2-3 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="1377 363 2433 1927"> <thead> <tr> <th colspan="2">原子力緊急事態宣言発令の事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（3号機）（GE30）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</td> </tr> <tr> <td>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（2号機）（GE31）</td> <td>【2号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。</td> </tr> <tr> <td>16. 格納容器圧力の異常上昇（GE41）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（GE42）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）</td> <td>【3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。</td> </tr> <tr> <td>19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）</td> <td>【1、2、3号機】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td>20. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（XGE61, 62）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 （1）事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 （2）放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 （3）「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。</td> </tr> </tbody> </table>	原子力緊急事態宣言発令の事象		14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（3号機）（GE30）	【3号機】	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。		15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（2号機）（GE31）	【2号機】	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。		16. 格納容器圧力の異常上昇（GE41）	【3号機】	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。		17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（GE42）	【3号機】	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。		18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）	【3号機】	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。		19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）	【1、2、3号機】	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。		20. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（XGE61, 62）		事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 （1）事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 （2）放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 （3）「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。		<p>原災法関係法令改正に伴う変更</p>
原子力緊急事態宣言発令の事象																																																														
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（3号機）（GE30）	【3号機】																																																													
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。																																																														
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（2号機）（GE31）	【2号機】																																																													
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。																																																														
16. 格納容器圧力の異常上昇（GE41）	【3号機】																																																													
原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。																																																														
17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（GE42）	【3号機】																																																													
燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。																																																														
18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）	【3号機】																																																													
原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。																																																														
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）	【1、2、3号機】																																																													
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。																																																														
20. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（XGE61, 62）																																																														
事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 （1）事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 （2）放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 （3）「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。																																																														
原子力緊急事態宣言発令の事象																																																														
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（3号機）（GE30）	【3号機】																																																													
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。																																																														
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（2号機）（GE31）	【2号機】																																																													
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。																																																														
16. 格納容器圧力の異常上昇（GE41）	【3号機】																																																													
原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。																																																														
17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（GE42）	【3号機】																																																													
燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。																																																														
18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）	【3号機】																																																													
原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。																																																														
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）	【1、2、3号機】																																																													
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。																																																														
20. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい（XGE61, 62）																																																														
事業所外運搬（当社が輸送物の安全について責任を有する場合（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）中、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して以下の事象が発生したとき。 （1）事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量率が検出されたとき。 （2）放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み（1）の事象が発生する蓋然性が高い状態になったとき。 （3）「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」第4条に規定する量の放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいしたときまたは漏えいの蓋然性が高い状態になったとき。 ※ただし、事業所外運搬においては、全面緊急事態には該当しない。																																																														

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （2/13）

読み替え前	読み替え後	理 由
様式1	様式1	原災法関係法令改正に伴う 変更
原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	
年 月 日	年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                         届出者 住所 氏名 印  <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</small> </div>	内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                         届出者 住所 氏名  <small>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small> </div>	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所 四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所 四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日  年 月 日	当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日  年 月 日	
原子力事業者防災業務計画 作成(修正)年月日  年 月 日	原子力事業者防災業務計画 作成(修正)年月日  年 月 日	
協議した都道府県知事及び市町村長	協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	予定される要旨の公表の方法	
備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。		備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （3/13）

読み替え前			読み替え後			理由
様式2			様式2			原災法関係法令改正に伴う変更
原子力防災要員現況届出書			原子力防災要員現況届出書			
年 月 日			年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )			届出者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。			原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3		原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3		
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員	業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員	
情報の整理、関係者との連絡調整		名以上	情報の整理、関係者との連絡調整		名以上	
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名以上	
広報		名以上	広報		名以上	
放射線量の測定その他の状況の把握		名以上	放射線量の測定その他の状況の把握		名以上	
原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	原子力災害の発生又は拡大の防止		名以上	
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上	施設設備の整備・点検、応急の復旧		名以上	
放射性物質による汚染の除去		名以上	放射性物質による汚染の除去		名以上	
医療に関する措置		名以上	医療に関する措置		名以上	
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名以上	
原子力事業所内の警備等		名以上	原子力事業所内の警備等		名以上	
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。			備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。			

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（4/13）

読み替え前		読み替え後			理 由
様式3		様式3			原災法関係法令改正に伴う 変更
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書		原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書			
年 月 日		年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿  届出者 住 所 氏 名 印 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） （担当者 所属 電話 ）		原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿  届出者 住 所 氏 名 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力 災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。		原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力 災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3		原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
区 分	選 任	選 任		解 任	
正	氏 名				
	選任・解任年月日				
	職務上の地位				/
副	氏 名				
	選任・解任年月日				
	職務上の地位				/
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。					
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。					

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（5/13）

読み替え前		読み替え後		理由																	
様式4		様式4		原災法関係法令改正に伴う変更																	
放射線測定設備現況届出書		放射線測定設備現況届出書																			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p> </div>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数 式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40の3	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式	設置場所	原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	設置場所	検出される数値の把握方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40の3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子力事業所内の放射線測定設備</td> <td>設置数 式</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力事業所外の放射線測定設備</td> <td>設置者</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> </tr> <tr> <td>検出される数値の把握方法</td> </tr> </table>		原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40の3	原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式	設置場所	原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	設置場所	検出される数値の把握方法
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40の3																				
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式																				
	設置場所																				
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																				
	設置場所																				
	検出される数値の把握方法																				
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40の3																				
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数 式																				
	設置場所																				
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者																				
	設置場所																				
	検出される数値の把握方法																				
<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p> <p>3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>		<p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業</u>規格A4とする。</p> <p>2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。</p>																			

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（6/13）

読み替え前		読み替え後		理由
様式5		様式5		原災法関係法令改正に伴う変更
原子力防災資機材現況届出書		原子力防災資機材現況届出書		
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>		<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子力防災資機材の現況について、<u>原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。</u></p>		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	放射線障害防護用器具	汚染防護服	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	
	フィルター付き防護マスク		フィルター付き防護マスク	
非常用通信機器	緊急時電話回線	非常用通信機器	緊急時電話回線	
	ファクシミリ		ファクシミリ	
	携帯電話等		携帯電話等	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒ガスモニタ	排気筒ガスモニタ	
		Ge式多重波高分析装置 (廃棄物処理設備排水モニタを含む)	Ge式多重波高分析装置 (廃棄物処理設備排水モニタを含む)	
		ガンマ線測定用サーベイメータ	ガンマ線測定用サーベイメータ	
		中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定用サーベイメータ	
		空間放射線積算線量計	空間放射線積算線量計	
		表面汚染密度測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ
		測定器		測定器
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ
		測定器		測定器
		個人用外部被ばく線量測定器		個人用外部被ばく線量測定器
	その他	エリアモニタリング設備	その他	エリアモニタリング設備
		モニタリングカー		モニタリングカー
その他資機材	ヨウ素剤	その他資機材	ヨウ素剤	
	担架		担架	
	除染用具		除染用具	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		被ばく者の輸送のために使用可能な車両	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	
備考 1	この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		備考 1	この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
備考 2	氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。		備考 2	「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。
備考 3	「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。		備考 3	「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （7/13）

読み替え前	読み替え後	理 由																											
様式6	様式6	原災法関係法令改正に伴う変更																											
<p>防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3</td> </tr> <tr> <td>防災訓練実施年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の結果の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所		四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3	防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点		<p>防災訓練実施結果報告書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者 住所 氏名 _____ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</p> <p>_____</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 20%;">原子力事業所の名称及び場所</td> <td>四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3</td> </tr> <tr> <td>防災訓練実施年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防災訓練のために想定した原子力災害の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の項目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災訓練の結果の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後の原子力災害対策に向けた改善点</td> <td></td> </tr> </table>	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3	防災訓練実施年月日	年 月 日	防災訓練のために想定した原子力災害の概要		防災訓練の項目		防災訓練の内容		防災訓練の結果の概要		今後の原子力災害対策に向けた改善点
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3																												
防災訓練実施年月日	年 月 日																												
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																													
防災訓練の項目																													
防災訓練の内容																													
防災訓練の結果の概要																													
今後の原子力災害対策に向けた改善点																													
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地 40の3																												
防災訓練実施年月日	年 月 日																												
防災訓練のために想定した原子力災害の概要																													
防災訓練の項目																													
防災訓練の内容																													
防災訓練の結果の概要																													
今後の原子力災害対策に向けた改善点																													
<p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。</p> <p>2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>	<p>備考 _____用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>																												

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （8/13）

読み替え前		読み替え後		理 由				
様式7		様式7		原災法関係法令改正に伴う 変更				
非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式 警戒事態該当事象発生連絡（第 報）		非常準備体制の発令基準に至った場合の通報様式 警戒事態該当事象発生連絡（第 報）						
年 月 日		年 月 日						
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿						
警戒事態該当事象連絡	連絡者名 連絡先	警戒事態該当事象連絡	連絡者名 連絡先					
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき連絡します。		警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき連絡します。						
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3					
警戒事態該当事象の発生箇所	伊方発電所 号機	警戒事態該当事象の発生箇所	伊方発電所 号機					
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）					
発生した警戒事態該当事象の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     AL01：敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇                      AL21：原子炉冷却材の漏えい                      AL25：全交流電源喪失のおそれ                      AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機)                      AL42：単一障壁の喪失または喪失可能性                      AL52：所内外通信連絡機能の一部喪失                 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     AL11：原子炉停止機能の異常のおそれ                      AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ                      AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失                      AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機)                      AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ                      AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ                 </td> </tr> </table> 外的事象（自然災害）の発生（大地震の発生・大津波警報発表・その他） 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 （オンサイト総括が警戒事態と認める事象・その他外的事象の発生のおそれ）	AL01：敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 AL21：原子炉冷却材の漏えい AL25：全交流電源喪失のおそれ AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機) AL42：単一障壁の喪失または喪失可能性 AL52：所内外通信連絡機能の一部喪失	AL11：原子炉停止機能の異常のおそれ AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機) AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ		発生した警戒事態該当事象の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     AL01：敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇                      AL21：原子炉冷却材の漏えい                      AL25：全交流電源喪失のおそれ                      AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機)                      AL42：単一障壁の喪失または喪失可能性                      AL52：所内外通信連絡機能の一部喪失                 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     AL11：原子炉停止機能の異常のおそれ                      AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ                      AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失                      AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機)                      AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ                      AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ                 </td> </tr> </table> 外的事象（自然災害）の発生（大地震の発生・大津波警報発表・その他） 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合 （オンサイト総括が警戒事態と認める事象・その他外的事象の発生のおそれ）	AL01：敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 AL21：原子炉冷却材の漏えい AL25：全交流電源喪失のおそれ AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機) AL42：単一障壁の喪失または喪失可能性 AL52：所内外通信連絡機能の一部喪失	AL11：原子炉停止機能の異常のおそれ AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機) AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ
AL01：敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 AL21：原子炉冷却材の漏えい AL25：全交流電源喪失のおそれ AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機) AL42：単一障壁の喪失または喪失可能性 AL52：所内外通信連絡機能の一部喪失	AL11：原子炉停止機能の異常のおそれ AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機) AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ							
AL01：敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇 AL21：原子炉冷却材の漏えい AL25：全交流電源喪失のおそれ AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機) AL42：単一障壁の喪失または喪失可能性 AL52：所内外通信連絡機能の一部喪失	AL11：原子炉停止機能の異常のおそれ AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機) AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ							
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）					
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングステーション/ポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μ Sv/h→ μ Sv/h, No. ） その他	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、 <u>主</u> な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） ECCSの作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングステーション/ポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μ Sv/h→ μ Sv/h, No. ） その他					
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 （9/13）

読み替え前		読み替え後		理 由
様式8 警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡 (第 報)		様式8 警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡 (第 報)		原災法関係法令改正に伴う変更
年 月 日		年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
警戒事態該当事象 連絡後の状況連絡	連絡者名 連絡先	警戒事態該当事象 連絡後の状況連絡	連絡者名 連絡先	
原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。		原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画、伊方町地域防災計画、山口県地域防災計画に基づき警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。		
原子力事業所の 名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の 名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	
警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	
警戒事態該当事象の 種類（注1）		警戒事態該当事象の 種類（注1）		
発生事象と対応の概 要（注2）	(対応日時、対応の概要)	発生事象と対応の概 要（注2）	(対応日時、対応の概要)	
その他の事項の対応 （注3）		その他の事項の対応 （注3）		
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 （注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（10/13）

読み替え前		読み替え後		理 由
様式9 特定事象発生通報（原子炉施設） （第 報）		様式9 特定事象発生通報（原子炉施設） （第 報）		原災法関係法令改正に伴う 変更
年 月 日		年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 第 1 0 条 通 報 連絡先		内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 第 1 0 条 通 報 連絡先		
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所	伊方発電所 号機	特定事象の発生箇所	伊方発電所 号機	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の 種類	<div style="flex: 1; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※SE01：敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※SE04：火災・爆発等による放射線量の検出</p> <p>※SE05：火災・爆発等による放射性物質の放出</p> <p>※SE06：原子炉外臨界事故のおそれ</p> <p>SE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能</p> <p>SE24：蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>SE25：全交流電源の30分以上喪失</p> <p>SE27：直流電源の部分喪失</p> <p>※SE29：停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>※SE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機)</p> <p>※SE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機)</p> <p>SE41：格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>※SE42：2つの隔壁の喪失または喪失可能性</p> <p>SE43：原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>※SE51：原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>SE52：所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>SE53：火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>※SE55：防護措置準備および一部実施が必要な事象発生</p> <p style="font-size: small;">（注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）</p> </div> <div style="flex: 1; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※GE01：敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※SE02・GE02：通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>※SE03・GE03：通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>※GE04：火災・爆発による異常な放射線量の検出</p> <p>※GE05：火災・爆発による放射性物質の異常放出</p> <p>※GE06：原子炉外での臨界事故</p> <p>※GE11：原子炉停止の失敗または停止確認不能</p> <p>※GE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能</p> <p>※GE24：蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能</p> <p>※GE25：全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>※GE27：全直流電源の5分以上喪失</p> <p>※GE28：炉心損傷の検出</p> <p>※GE29：停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>※GE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出(3号機)</p> <p>※GE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出(2号機)</p> <p>※GE41：格納容器圧力の異常上昇</p> <p>※GE42：2つの隔壁喪失、1つの隔壁の喪失可能性</p> <p>※GE51：原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>※GE55：住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </div>	<div style="flex: 1; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※SE01：敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※SE04：火災・爆発等による放射線量の検出</p> <p>※SE05：火災・爆発等による放射性物質の放出</p> <p>※SE06：原子炉外臨界事故のおそれ</p> <p>SE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能</p> <p>SE24：蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p>SE25：全交流電源の30分以上喪失</p> <p>SE27：直流電源の部分喪失</p> <p>※SE29：停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>※SE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機)</p> <p>※SE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機)</p> <p>SE41：格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>※SE42：2つの隔壁の喪失または喪失可能性</p> <p>SE43：原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>※SE51：原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>SE52：所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>SE53：火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>※SE55：防護措置準備および一部実施が必要な事象発生</p> <p style="font-size: small;">（注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）</p> </div> <div style="flex: 1; padding-left: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※GE01：敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※SE02・GE02：通常放出経路での気体放射性物質の放出</p> <p>※SE03・GE03：通常放出経路での液体放射性物質の放出</p> <p>※GE04：火災・爆発による異常な放射線量の検出</p> <p>※GE05：火災・爆発による放射性物質の異常放出</p> <p>※GE06：原子炉外での臨界事故</p> <p>※GE11：原子炉停止の失敗または停止確認不能</p> <p>※GE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能</p> <p>※GE24：蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能</p> <p>※GE25：全交流電源の1時間以上喪失</p> <p>※GE27：全直流電源の5分以上喪失</p> <p>※GE28：炉心損傷の検出</p> <p>※GE29：停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>※GE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出(3号機)</p> <p>※GE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失、放射線放出(2号機)</p> <p>※GE41：格納容器圧力の異常上昇</p> <p>※GE42：2つの隔壁喪失、1つの隔壁の喪失可能性</p> <p>※GE51：原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>※GE55：住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> </div>	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	想定される原因	
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S の作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μ Sv/h→ μ Sv/h, No. ） その他	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、 <u>主</u> な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗） E C C S の作動状態 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 排気筒放射線モニタの指示値 変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値： μ Sv/h→ μ Sv/h, No. ） その他		
その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（11/13）

読み替え前		読み替え後		理 由
様式10		様式10		原災法関係法令改正に伴う変更
特定事象発生通報（事業所外運搬） （第 報）		特定事象発生通報（事業所外運搬） （第 報）		
年 月 日		年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第 1 0 条 通 報	通報者名 連絡先	第 1 0 条 通 報	通報者名 連絡先	
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所		特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※XSE61:事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※XSE62:事業所外運搬での放射性物質漏えい	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 ※XSE61:事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※XSE62:事業所外運搬での放射性物質漏えい	
	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ※XGE61:事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※XGE62:事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記:※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ※XGE61:事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※XGE62:事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記:※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)	
想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、 その他（ ）	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、 その他（ ）	
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、 <u>主</u> な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報		その他特定事象の把握に参考となる情報		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。		備考 <u>    </u> 用紙の大きさは、日本 <u>産業</u> 規格A4とする。		

# 伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表（令和元年7月1日より適用）

規程名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（12/13）

読み替え前		読み替え後		理由
応急措置の概要（原子炉施設） <small>様式11報</small> （第 報） 年 月 日		応急措置の概要（原子炉施設） <small>様式11報</small> （第 報） 年 月 日		原災法関係法令改正に伴う 変更
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</div> 報告者名 連絡先		内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</div> 報告者名 連絡先		
原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	原子力事業所の名称及び場所	四国電力株式会社 伊方発電所 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40の3	
特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	特定事象の発生箇所（注1）	伊方発電所 号機	
特定事象の発生時刻（注1）	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）	特定事象の発生時刻（注1）	年 月 日 時 分（24時間表示）	
特定事象の種類（注1）		特定事象の種類（注1）		
発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）  ※ 添付の有・無	発生事象と対応の概要（注2）	（対応日時、対応の概要）  ※ 添付の有・無	
その他の事項の対応（注3）		その他の事項の対応（注3）		
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 （注1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。 （注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。 （注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。		

